

第 32 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（2 名）

	20 番	尾藤	欣二
	23 番	前川	厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 平成 30 年度農業政策と予算に関する要望意見の提出について
第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の作成に係る意見について

- 6 事務局長 高橋 宏邦
- 忠類支局長 川瀬 康彦
- 農地振興係長 広田 瑞恵
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主任 南 敦朗
- 農地振興係主事補 折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第32回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、14番深松委員、15番宗廣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、20番尾藤委員、23番前川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「平成30年度農業政策と予算に関する要望意見の提出について」を議題といたします。事務局から報告いたします。
事務局	報告第1号「平成30年度農業政策と予算に関する要望意見について」、次の通り十勝農業委員会連合会を通じ、北海道農業会議へ提出したので報告いたします。平成30年度農業政策と予算に関する要望意見につきましては、11月17日に農政部会で協議し、11月25日開催の第29回総会で決定いただきました。それをもちまして、12月7日に幕別町に対し「農業政策等に関する意見書」を提出し、国並びに道に対して働きかけの要請を行いましたので同様の内容で十勝農委連を通じ北海道農業会議へ提出するものでございます。内容につきましては、朗読は省略いたしますが「農業被害に対する支援について」、「地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」、「農業基盤整備事業予算の確保について」、「有害鳥獣の駆除対策について」、「TPP並びにFTA/EPAについて」、「農業委員会関係予算の確保について」、以上の6項目でございます。要望の内容、理由については記載の通りでございます。以上で説明を終わります。
議長	報告第1号について何かご質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、2法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について何かご質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番、2番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案4ページの2件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書5ページの今月22日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明いたします。
事務局	<p>【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は報告第4号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った2件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>議案第1号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から6番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第2号1番から6番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
15番	<p>15番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から6番について原</p>

案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番から6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号7番から12番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページから6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号7番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24番

24番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号17番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページ、10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号17番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号17番から20番は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号21番、22番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号21番、22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番、22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番、22番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号23番、24番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番、24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書12ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号25番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書13ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、平成28年11月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号25番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。1番の案件は、本来地区担当委員は尾藤委員でございますが、現地調査当日都合がつかず代わりに私が現地を確認いたしましたので説明させていただきます。この案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。

2番の案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

本件につきましては、農地所有適格法人設立に伴う農地の使用貸借案件であります。内容といたしましては、経営形態を今までの個人経営から法人経営へと移行するものであり、農地所有適格法人としての必要要件等については申請書及び添付書類で確認済みであり、それぞれ要件を満たしていると考えております。その他の内容につきましては、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借であります。今月 16 日に渡邊委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 4 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 4 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24 番 24 番説明いたします。この案件は、今月 16 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 5 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24番 24番説明いたします。この案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号8番、9番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号8番、9番について議案書をもとに朗読】**

これらの案件は別添調査書8ページ、9ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番、9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号10番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書10ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、後継者への生前贈与による所有権移転でありますので周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号11番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

	いたします。
議長	本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。大道農地部会長より報告をお願いいたします。
農地部会長	報告いたします。今月 16 日に、新規法人による農地の所有権移転であるため、農地部会を開催し事業計画等内容の確認をいたしました。申請者は、意欲的であり農地所有適格法人の要件及び 3 条の許可要件を満たしていることから、問題ないものとして協議を終えておりますのでご報告申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 11 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は、今月 16 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>ここで暫時午後3時まで休憩いたします。</p> <p>(農林課長、農政係長入室)</p>
議長	<p>休憩を解き、会議を続けます。議案第6号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の作成に係る意見について」を議題といたします。議案第6号について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定に基づく基本構想」の作成に当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に市町村が基本構想を定めようとするときは農業委員会・農協の意見を聴かなければならないと規定されており、幕別町長から諮問がありましたので意見を求めるものであります。基本構想の内容につきましては、農林課より説明をお願いします。</p>
農林課	<p>農林課長でございます。説明には入る前に私から一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には日ごろから農業振興はもちろんのこと、町政の各般にわたりましてご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、町の農業の基本的な計画となります基本構想案をご説明させていただきますが、大変貴重な時間をいただき、ご意見ご提言を賜りますことに重ねてお礼申し上げます。現在、アメリカのTPPからの離脱など日本経済の先行</p>

きが不透明な状況となっております。町といたしましては、こういった状況になろうとも、さらに足腰の強い農業を確立するため引き続き関係機関の皆様と連携を図りながら農業政策を進めていきたいと考えております。

本日はご説明いたしますのは、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想ということですが、効率的かつ安定的な農業経営を図るため市町村がこの基本構想を作成することとされておりまして、農業経営基盤強化促進法に基づき北海道が策定しました基本方針の考え方に基づいて本町の農業の将来の目標や農業経営の指標を定めるものであります。この基本構想は、概ね5年ごとに10年後を見据えて見直すこととされており、前回の全体見直しは平成18年度であり旧忠類村との町村合併に伴い、2つの基本構想を1つにまとめたところがあります。その後、関係法令の改正に伴って平成22年、平成24年、平成26年と見直しを行っておりますが、昨年、北海道の基本方針が平成37年度を目標として所要の見直しを行ったことから、このたび本町において基本構想の見直しを行いましたので農業委員会に対しまして意見を求めようとするものでございます。

それでは、この後担当者からご説明いたしますが、皆様の忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げまして簡単ではございますが説明に先立ちご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

農林課

私からは、基本構想の内容についてご説明させていただきます。基本構想の内容に入る前に、まず基本構想とはどういったものなのかをお話しますと、その地域において育成すべき農業経営の指標や農業経営者に対する農用地の利用集積の目標並びにこのような農業経営を目指す方に対する関係機関が相互に連携した支援などを定めた総合的な計画となっております。具体的には、認定農業者制度に関すること、利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業について記載しているものでございます。

それでは、資料に基づきまして説明に入りたいと思います。最初に資料1をご覧くださいと思います。基本構想の見直しについてでございますが、「1見直しの根拠」、「2町基本構想の変更経過と主な変更内容」につきましては、先ほど農林課長からの挨拶にもありましたので省略いたしまして、「3今回の見直しに係る主な内容」であります。1つ目は「道基本方針の見直しに伴う変更」であります。新たに農業法人数の目標と新規就農者の育成確保の目標を掲げることとされたことからそれに伴う変更であります。2つ目は効率的かつ安定的な農業経営の指標である「営農類型の見直し」であります。現行の25類型を17類型に見直ししております。3つ目は農地法の改正による「農業生産法人」から「農地所有適格法人」への呼称変更であります。最後4つ目は平均耕作面積など町の最新データへの更新、またその他文言の修正であります。次に、資料2の新旧対照表をご覧くださいと思います。主にこの新旧対照表でご説明させていただきますが、左側が現行の基本構想、右側が今回見直しをいたしました基本構想となっております。2ページをお開きください。右側の変更後ですが、基本構想の構成は大まかにはこの目次にありますように「第1農業経営基盤強化の促進に関する目標」から「第8その他」までとなっております。今回第7が新たに項目立てされたものです。この第7は、道の基本構想に基づき平成26年度の見直しの際に「第5農業経営基盤強化事業に関する事項」の項目にあたらなうとして今回の見直しで改めて項目立てされたものであります。また、基本構想の見直しは細かいものを含めるとこれら各項目の全体にわたっておりますが、すべての変更箇所をご説明いたしますとあまりに時間を要することから大きく変更になった部分や重要な部分をご説明させていただきたいと思いま

す。それでは3ページ目をご覧ください。「第1農業経営基盤強化の促進に関する目標」であります。ご覧のとおり下線を引いた部分が今回変更になった部分でございますが、全体的に下線を引いた部分が出てまいりますが見出しの項目を立て文章表現を整理したことが中心でありまして、その主旨は変わっておりませんことからポイントとなる部分をご説明させていただきたいと思っております。4ページ目をご覧ください。4ページ上から5行目ほどにございます「3農業経営基盤の強化の促進に関する取組」の(1)基本的な考え方でございます。こちらでは、本町の農業が持続的に発展していくため関係機関が連携し、概ね10年後を見据えた農業経営の発展の目標を明らかにした上で、飛びますが効率的かつ安定的な農業経営を育成することとすると基本的な考え方を示しております。また次に、(2)効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間であります。ここでは、本町の地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするために設定したものでありまして、基本的には本町や周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえながら農業の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他の産業従事者と遜色のない労働時間や所得を確保できる効率的な農業経営の育成・確保に努めるとしてありまして、表の中にありますように年間の農業所得につきましては一経営体あたり概ね400万円、そして目標の労働時間につきましては主たる従業者1人当たり2,000時間というふうにしてあります。なお、この設定の考え方につきましては、北海道の基本方針におきましても農業所得と労働時間の目標は今回変更されておられません。町の基本構想におきましても前回同様の400万円の根拠といたしましては、他産業従事者の生涯所得を算出しまして前回同様に生涯労働年数を40年と仮定して1年間の所得を割り出したものであります。次に、下の(イ)の「農業経営の法人化の推進」であります。こちらは5ページになりますが、12行目に「このため今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200法人とする道の目標などを踏まえ本町の平成37年度における法人数の目標を70経営体とする」とします。現在28年1月で43経営体ですが、これを70経営体とするということで掲げてあります。こちらは先ほど申しました道の基本方針で新たに掲げることとされました目標値となります。続いて6ページ目をご覧ください。4番目の「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」です。こちら(1)の新規就農の現状につきましては、本町の新規就農者は平成17年度から10年間で116人となっております。このうちの後継者の就農が95%と占めている現状となっております。しかしながら農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行しているということもありまして、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要があるとしてあります。(2)のアに「確保・育成すべき人数の目標」というところで、本町においては年間概ね10人の当該青年等の確保を目標とするというふうに掲げており、こちら道が基本方針で定めました新たに掲げる目標数を本町におきましても年間10人と維持を図る考えとしてあります。続いて8ページ目をご覧ください。こちらの第2の項目におきましては、農業経営の指標といたしまして本町における主な営農の類型を示しております。表の型式で8ページの「1園芸専業①」から17ページの「17酪農専業③」まで17の類型を掲げたところであります。現行の基本構想は、先ほど申しましたとおり25の類型から今回統合できるものは統合し、新たに作成すべきものは作成しまして17の類型にまとめたものであります。営農類型の見直しは、前回の見直しから10年経過してありまして一経営体あたりの耕作面積が拡大したり、当時「玉ねぎ」の作付けが類型に入っていなかったのですが、

新たに作付けが始まったりと営農の状況が変わってきていることから、今回見直しにあたって現行の認定農業者の経営目標等をベースに主な類型として 17 類型の作成をしております。続きまして 26 ページをお開きいただきたいと思います。飛ばしましたページにつきましては、基本的には文言の整理等が主になりますので大きく飛ばさせていただきました。26 ページの現行の「3 農地中間管理機構が行う特例事項に関する事項」は、目次でご説明しましたが新たに第 7 として項目立てしたことによる削除でございます。以上で大まかに内容の説明は終わらせていただきたいと思います。本基本構想案につきましては農業関係機関で組織する「ゆとりみらい 21 推進協議会」に担当者会議を設置しまして、その会議で審議した上で素案を作成したものであります。また今後のスケジュールであります。農業委員会と 4 農協からの意見を聴取したのち、道との協議を進めてまいりたいと考えております。道からの承認が出次第、決定し公告することとなります。なお、道との協議の中で文言等の修正を行う場合もあるかと思いますが、基本的なこと以外簡易な部分の修正につきましては改めて報告はいたしませんのでご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第 6 号について農林課より説明がありました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の作成について」は「特に問題なし」とすることに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 6 号は「特に問題なし」と答申することに決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第 32 回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。